

令和7年度 保育所等入所手続きのご案内

平成27年度から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）が始まりました。
新制度では入所する施設等によって手続きが異なりますのでご注意ください。

利用の流れ

新制度では、3つの区分の認定に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まっていきます。

	1号認定	2号認定	3号認定
3つの認定区分	【教育標準時間認定】 お子さんが満3歳以上で、 教育を希望される場合	【満3歳以上・保育認定】 お子さんが満3歳以上で、 「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	【満3歳未満・保育認定】 お子さんが満3歳未満で、 「保育の必要な事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合
	【利用先】 幼稚園、認定こども園	【利用先】 保育所、認定こども園	【利用先】 保育所、認定こども園、 地域型保育

《保育の必要な事由》 ※保護者（両親等）が次の各号のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 月48時間以上の就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など）している場合
- (2) 妊娠中または出産前後である場合
- (3) 病気やケガ、心身に障がいがある場合
- (4) 同居または長期入院等している親族を介護している場合
- (5) 災害復旧にあっている場合
- (6) 求職活動をしている場合
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
- (8) DV や虐待のおそれがある場合
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合
- (10) その他村が認める場合

《保育の必要量》

※就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①「保育標準時間」利用 | ▶ フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間） |
| ②「保育短時間」利用 | ▶ パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間） |

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間は、1ヶ月当たり48時間以上です。

《優先利用》の該当の有無

ひとり親世帯、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

幼稚園等を利用希望の場合 (1号認定の場合)

- ① 幼稚園等に直接利用申込みをします。
- ② 幼稚園等から入園の内定を受けます。
(定員超過の場合などには面接などの選考あり)
- ③ 幼稚園等を通じて「支給認定」の申請します。
- ④ 山江村から「支給認定証(1号認定)」が交付されます。
- ⑤ 幼稚園等の施設と契約をします。

保育所等での保育を利用希望の場合 (2号・3号認定の場合)

- ① 山江村に保育所等の利用の申込みと同時に「支給認定」の申請します。
- ② 申請者の希望、保育所等の状況などにより、山江村が利用調整をします。
- ③ 山江村から「支給認定証(2号認定・3号認定)」が交付するとともに、施設利用内定通知書を送付します。
- ④ 利用先の決定後、契約となります。

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は左側、2号・3号認定の場合は右側の手続きの流れが基本となります。幼稚園には、新制度へ移行する園と移行しない園があります。上記については、新制度へ移行する園での手続きとなります。新制度へ移行せず、現行制度のまま継続する園については、手続き方法等の変更はありません。

入所申込について

【1号認定の方】

○申込先

利用したい認定こども園等へ直接利用申し込みを行います。申込に関しご不明な点は、直接施設へお問い合わせ下さい。内定を受けたのち、下記書類を健康福祉課福祉係へご提出下さい。

○提出書類

- ・支給認定申請（現況届）及び保育所等入所申込書

【2号認定・3号認定の方】

○申込先 山江村役場 健康福祉課 福祉係

○提出書類

提出書類 保護者区分	入所申込書 支給認定申請（現況届）及び保育所等	調査票	保育が必要であることを証する書類								
			※父・母の分のみ。1世帯1部提出。								
			所得・課税証明書 （注1）	書 就労証明書または自営業証明	就労予定申立書	診断書	障害者手帳（写）など	介護申立書	医師の診断書	母子手帳（写）または 職業訓練決定通知書（写）	在学証明書または学生証（写）
就労している方	○	○	△	○							
自営業・農業者等	○	○	△	○							
内職している方	○	○	△	○							
就労予定の方※求職中も含む。	○	○	△		○						
保護者が病気のあるとき	○	○	△			○					
保護者が障がい者のとき	○	○	△				○				
障がい者等を介護しているとき	○	○	△				○	○			
出産（予定）の方	○	○	△							○	
在学中の方	○	○	△								○

※○は必ず提出、△は該当する場合に提出して下さい。

※「支給認定申請（現況届）及び保育所等入所申込書」と「調査票」は、入所する児童1名につき1枚提出して下さい。保育が必要であることを証する書類は、兄弟姉妹等同時に申し込む世帯の場合、1部提出して下さい。

※「所得・課税証明書」は、**現年度**の税情報が取得できない場合、提出をお願いする場合があります。

申込受付期間

令和6年**11月18日（月）**から令和6年**12月19日（木）**まで

※令和7年5月以降に入所を希望される場合は、入所希望月（原則1日からの入所となります。）の**前月の20日**（土日、祝日の場合は前日）までに必要書類をご提出下さい。

村内保育園

※R6.11.1 現在

保育所名	設置場所	利用定員	設置	運営法人	連絡先
章鹿倉保育園	山田乙 2030 番地	50名	私立	社会福祉法人 暁福社会	22-1515
山江保育園 (認定こども園)	山田丁 189 番地	10名 (1号)	私立	社会福祉法人 湊田福社会	22-4701
		30名 (2・3号)			
万江保育園	万江甲 932 番地の 8	20名	私立	社会福祉法人 松美会	24-1930

その他手続きが必要な場合

次のような場合には、手続きが必要となりますのでご注意ください。

- ① 保育を必要とする事由が変更となったとき
 - ・就労先が変わった場合、または辞めた場合
 - ・就労時間が変更となった場合
 - ・求職中だったが、就労しはじめた場合
 - ・妊娠し、新たに母子手帳が交付された場合
 - ・出産した場合
 - ・育児休業を取得した場合 など
- ② 世帯の状況が変わったとき
 - ・結婚した場合（ひとり親世帯ではなくなった場合）
 - ・離婚した場合（ひとり親世帯になった場合）
 - ・住所・氏名が変わった場合
- ③ 転出するとき …など。

問い合わせ先

山江村役場 健康福祉課 福祉係

〒868-8502 山江村大字山田甲 1356 番地の 1
TEL：23-3111（代表） TEL：23-3978（直通） FAX：24-5669